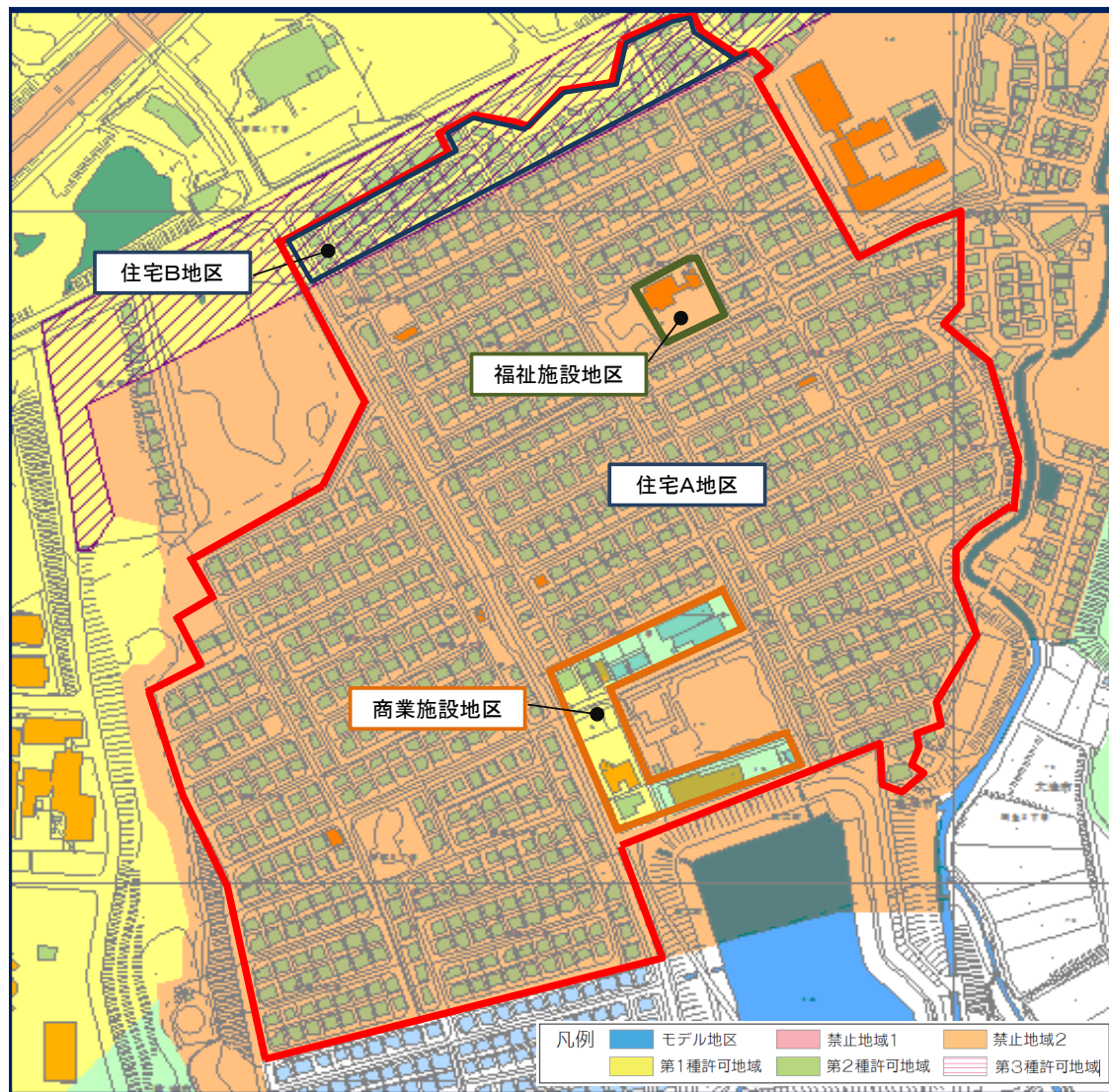


若草地区地区計画区域



○屋外広告物条例 基準

⇒自家用のみ掲出可(電柱広告を除く)

【住宅A地区、住宅B地区】

住宅A地区は禁止地域、住宅B地区は第3種許可地域の基準適用(自家用広告物)

【福祉施設地区】

禁止地域2の基準適用(自家用広告物)

【商業施設地区】

第1種許可地域の基準適用(自家用広告物)

○地区計画 基準

【住宅A地区、住宅B地区】

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が**1㎡以下**のもの
- (3) **周辺との調和**を十分配慮したデザイン、色彩のもの

【福祉施設地区】

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が**5㎡以下**のもの
- (3) **周辺との調和**を十分配慮したデザイン、色彩のもの

【商業施設地区】

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) **周辺との調和**を十分配慮したデザイン、色彩のもの